



令和8年度

地域自立支援協議会 交流会

日 時: 令和8年8月24日(月曜日)

10時30分から16時30分まで

場 所: 東京都社会福祉保健医療研修センター

主催 東京都自立支援協議会

配布資料一覧

1. プログラム（本冊子）
2. グループ討議資料
3. 【全体会発表】振り返りシート
4. 参加者名簿
5. 講堂座席表
6. アンケート

研修センター利用案内

会 場	「東京都社会福祉保健医療研修センター」 (文京区小日向4-1-6)
電 話	・研修センターでは電話の取り次ぎをいたしません。
飲 食 等	・本日のお昼休みは、講堂及びグループ討議で使用される教室で飲食可能です。 この他、地下1階または3階の談話室もご利用いただけます。 1階アトリウム及び各階ロビーは飲食は厳禁です。 ・飲み物の自動販売機は地下1階、3階、5階、8階、9階にあります。 (地下2階・1階・2階・4階・6階・7階にはありません。)
喫 煙	・敷地内および路上は全面禁煙です。 「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により区内道路での喫煙も禁止されています。
そ の 他	・許可されたフロア以外には、立ち入らないでください。 ・交流会開催中は、感染対策のため、咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒をお願いします(マスクの着用は任意です。) ・室内温度の感じ方には個人差がありますので、衣服の着脱等でご調整ください。 ・熱中症対策として、こまめな水分補給等に努めてください。 ・体調不良時等は、お気軽に近くの事務局職員へお声掛けください。 ・ごみは可燃物、不燃物、カン・ビン、ペットボトルに分別して、所定のごみ箱に捨ててください。
忘 れ 物	・終了時に、忘れ物のないように確認してください。 ・終了後に忘れ物をしたことに気づいた場合は、下記にお問い合わせください。 連絡先：東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 事業担当 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 13階 電話 03-3235-2952

令和8年度 地域自立支援協議会交流会
地域の多彩な立場がつながり合い、当事者が望む地域生活を支える
重層的な相談支援体制を考える

時間	スケジュール
10:30~12:00	開会の挨拶 東京都心身障害者福祉センター所長 玉岡 雄太 話題提起 東京都自立支援協議会副会長 秋元 妙美 府中市障害者等地域自立支援協議会委員 佐藤 真智子 八王子市基幹相談支援センター統括相談員 中島 美穂子 トークセッション 進行 東京都自立支援協議会会長 石渡 和実
12:00~13:15	昼休憩、会場移動
13:15~14:40	グループ討議 ① 自己紹介・話題提起の感想 ② グループ討議 ＜テーマ＞ 多彩な立場がつながり合った「重層的」な相談支援体制を、 私たちのまちでどうつくる？
14:40~15:00	会場移動、休憩
15:00~16:20	全体会 区市町村ごとに打合せ （15:00~15:30） 区市町村ごとの発表 （15:30~16:20）
16:20~16:30	まとめ・閉会挨拶 東京都自立支援協議会会長 石渡 和実

※東京都自立支援協議会の委員等が、各グループの進行役（ファシリテーター）として参加します。

話題提起

【話題提起】

私が考える 重層的な相談支援体制

東京都自立支援協議会副会長 秋元 妙美

私が経験した重層的な支援 ～当事者の立場から～

府中市障害者等地域自立支援協議会委員 佐藤 真智子

八王子市の相談支援体制について

八王子市基幹相談支援センター統括相談員 中島 美穂子

【トークセッション】

地域の多彩な立場がつながり合い、当事者が望む

地域生活を支える重層的な相談支援体制を考える

＜進行＞ 東京都自立支援協議会会長 石渡 和実

東京都自立支援協議会副会長 秋元 妙美

府中市障害者等地域自立支援協議会委員 佐藤 真智子

八王子市基幹相談支援センター統括相談員 中島 美穂子

東京都自立支援協議会

私が考える 重層的な相談支援体制

発表者 東京都自立支援協議会 副会長 秋元 妙美



相談支援の3層構造

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

当事者から見たメリット

01

地域共生社会の実現

誰もが地域でつながり
支え合える社会へ

02

多様な相談先の充実

困りごとに応じて
相談できる窓口が広がる

03

一人ひとりに合った 社会とのつながり

その人らしい暮らしに
寄り添う支援

当事者から見たデメリット

01

エンパワメント支援
が未だ未熟

本人の力を引き出す
支援の広がりが課題

02

専門性が強くなる
ことでの弊害

細分化・縦割りが
当事者の負担になりうる

まとめ

障害者にとって よりよい重層的な 相談支援体制とは？

— 会場みなさんは、どうお考えですか？

東京都自立支援協議会 副会長 秋元 妙美

